

毛利家編纂事業史（其の二）

廣田暢久

九 防長史談会の発足

明治四十二年六月、靖國神社境内の能楽堂に防長出身者が参集した。当日は雨天であつたにもかかわらず、防長学友会幹事小島七郎をはじめ、清水男爵・岡村陸軍中将・代議士・弁護士や多くの学生など、多彩な顔ぶれの者達が百余名集合した。当日は「防長史談会」の創立大会であり、当会で予定されている記念講演の中原那平と村田峰次郎の講話をきくために集った人々であった。

両名の講演に先達ち、創立総会が行われた。発起人を代表して、江原善植（防長史談会雑誌編輯主幹）が、本会設立の趣旨を説明した。この要旨は、^①

(1) 防長の歴史を研究する本会の目的は、最近ややもすると「我が長州藩勤王の美歴史を無視」する傾向があり、これ

らの偏向を是正するためである。

(2) 台閣の枢機は「防長人ならざるはなし」であるが、「盛時久からず」のたどもあり、ここにどうしても「先輩の遺鉢」を継承する必要がある。

(3) 防長の歴史を研究し学ぶことは、まわり道のようであるが実はそうではなく、この道こそが先輩の遺鉢を継承する唯一の道であること。

などを述べ、もつと多くの山口県出身在京者が、この会に入会するように訴えた。このあと、中原邦平が「長藩勤王史の概略的觀察」を講話し、村田峰次郎が「毛利敬親卿事蹟の概要」を講演した。そうして最後に「防長史談会會則」「幹事選出」を行い、折詰弁当を全員で会食して散会した。当日採択された二つの案件と、創刊号に記載された会員募集要項は次のようなものである。

会員募集要項

立秋の候に御座候處、愈々御健勝被港為邦家珍重に奉存候。諸本会創立以来続々入会を申込まれ、会員中政治家あり、法律家あり、軍人あり、実業家あり、教育家あり、宗教家あり、画家あり、官吏あり、学生あり、各種の階級を通して打て一團と為し、今や侵々として旭日昇天の隆運を呈せり。既に六月下旬、第一回講話会を開き候處、非常の好成績を得、今復雑誌第一号を発行せり。就ては、此の際新入会者を歓迎す。奮て御入会あらんことを希望に不勝候。敬具。

一 毎月防長史談会雑誌を發行し、会員に配付す。

一 每月開庭の講話は、當日別に会費を持参せざるも、会員又は同県人の紹介あらば、隨時傍聴を許す。

一 講話は本会雑誌に掲載す。

一 男女を問はず、会員の資格に制限なきこと雖も、品性不良の徒は之を驅除せしむ。

一 男女を問はず、会員の資格に制限なきこと雖も、品性不良の徒は之を驅除せしむ。

一 時代の新旧を問はず、戦歴家・実歴家の御講話並に御寄稿を切望す。

一 家庭及学校教育上、歴史画の希望の向は、紹介の依頼に応すべし。

一 時機に依り、地方講話を聞くことあるべし。

防長史談会會則

第一条 本会ハ防長ニ関スル歴史ヲ研究スルヲ以テ目的トス。

第二条 本会ハ防長史談会ト称シ、之ヲ東京ニ置ク。

第三条 本会ハ実歴家又ハ斯学ノ専門家ヲ聘シ、毎月一回講座ヲ開キ、該講談ヲ速記シ会員ニ配付ス。

第四条 本会員ヲ分テ、普通会員・贊助会員ノ二種トス。

第五条 本会員ハ会費トシテ、毎月左ノ金額ヲ納ムルモノトス。

普通会員 金式拾五錢

贊助員 金五拾錢以上

第六条 本会ニ幹事七名ヲ置キ、諸般ノ事務ヲ掌ラシム。

第七条 本会員タラント欲スルモノハ、住所・氏名ヲ記シ、本会事務所へ申込ムベシ。若シ会員ニシテ、住所・氏名ヲ変更シタル時ハ、其都度本会ニ通知スベシ。

本会幹事

防長史談会幹事 大井清太

同 雜誌編輯担当

河内山英人

同 小島七郎

同 会計主任

本多穂介

同 雜誌編輯主幹

江原善植

同

船越源一

同 末繁弥次郎

右の会員募集要項・会則・幹事名などから推察するに、なぜこの明治四十二年に「防長史談会」が発足しなければならなかつたのであらうか。確かに江原善植の演説にみられるように、長州閥としての権勢を維持するためには、防長の「美歴史」を知ることが必要であったであらう。しかし、これだけの理由でこの後丸四年間も毎月講話を続け、雑誌を発行し続けることができたであらうか。会員は防長出身者に限定はしていないが、会の目的が「防長の歴史の研究」である以上、防長出身者が集合することにより同郷者としての結束は強固となる。江原演説にみられる「長州藩勤王の美歴史を無視」する者は、具体的には誰を指したことばであろうか。このころ、末松謙澄の「防長回天史」未定稿本は第六編を残してほぼ完成されていた。この末松の「防長回天史」に対し、中原邦平が同裳会で講話した内容をまとめた「忠正公勤王事績」が出版されたのが、時も同じ明治四十二年である。この両者の対立については（其の二）^③ で述べた。このことを想起するならば、「防長藩勤王の美歴史を無視」した者が誰であり、「偏向を是とする者」が誰であるかは判然とする。即ち名指しこそしていないが、末松謙澄の「防長回天史」は「防長の美歴史を無視」したものであり、それを「是正」するために「防長史談会」は結成されたのである。従つて本会贊助員の筆頭に毛利家家政協議人筆頭侯爵井上馨の名がみえ、中原邦平・村田峰次郎もこの中に名前を連ねている。同裳会が県出身の軍人の会であつたのに對し、「防長史談会」は県出身者全員で結成された、同裳会よりも一回りも二回りも大きな組織であり、ここを舞台として「両公の勤王」を声高く叫ぶ「実歴家又ハ斯学の専門家」が登場し、競演することとなるのである。

当時、防長の歴史に関する専門家はそう多くはない。末松謙澄を除いて考えてみると、毛利家編輯所主任の中原邦平、毛利十一代史を刊行した太田報助、品川（弥二郎）子爵伝を編纂中の村田峰次郎の三名に限られる。従つて「防長史談会」の眞の推進者は中原邦平であつたとみてよいであらう。このことは、「忠正公勤王事績」の出版により、

これを普及し充実させるために、「防長史談会」が結成されたとみることもできるからである。ちなみに、中原・村田・大田の三名が「防長史談会」で講話をした回数を調べてみると、次のようになる。

中原邦平

両公（敬親・元徳）及び維新関係

二二回

二六回^④

村田峰次郎

三卿（元就・元春・隆景）関係

三〇回

二六回^⑤

従つて、「防長史談会」はこの三者によつて成立していいたといえる。しかし、毎月一回の発表は、この三人にとつてかなりの負担になつたであらう。とくに中原邦平は、毛利家編輯所の責任者としての用務があり、さらに温知会での講話もしなければならなかつた。このような多忙な中原が、「防長史談会」の推進者となつたことは、中原には中原流の考え方があつてのことである。それはこの「防長史談会」の消滅と同時に、毛利家において「両公伝編年史」の事業が始まることである。中原は「防長史談会」を利用し、「両公の勤王」を声高く叫ぶことにより、与論の高まりを背後に、毛利家における末松謙澄の「防長回天史」をおさえて、「両公の勤王」をはつきりと打ち出した「伝記編纂事業」を毛利家が実行するようになると考へてのことであつた。ここに中原邦平の深い読みと、極面打破の運動をみることができる。當時の中原は毛利家において、いわば浮き上つた存在であつた。「防長回天史」は末松謙澄が握り、その下で時山弥八は忙しく働いている。中原には、これという重要な業務がなかつた。この点からも、中原は自己の存在を示すために、「両公の勤王」を強調する必要があつたのである。

そこで、中原は本会の講話に全精力を傾けた。中原が創立大会で「長藩勤王史の概略的觀察」を述べ、中原と意を同じくする村田峰次郎が「毛利敬親卿事蹟の概要」を一七回にわたり講話しているのはそのためである。これに対し大田報介は多彩な発表を行つた。大田は毛利十一代史の刊行中であつたが、成稿は出来ていたので校正のみを行えば

よかつた。従つて、講話にある程度集中することができた。一方、村田峰次郎は当時「品川子爵伝」の編纂中であつたが、これままでに脱稿し出版にかかつっていたので、この講話に専念した。しかしながら、丸二年間も毎月講話を続けると、三人共そうそう発表する材料が少なくなってきた。そのため、中原が毛利家で明治二十年末から三十年はじめにかけて収集した「速記類」の中から、めばしいものを雑誌に掲載することになった。

経歴談

宍戸 環 一五号～二七号

長藩財政史

兼重慎一 一五号～三八号

長薩英の関係

デ・ビー・グラバ 一七号

経歴談

土屋平四郎 一八号

経歴談

村岡忠治 三〇号

薩長聯合の発端

揖取素彦 三三号

右が、それらの史料の題名である。

中原の「防長史談会」を通しての動きは効果をあげ、明治四十四年六月、末松謙澄は突然に毛利家から機構改革にことよせて、「編輯事業委嘱」を「解除」された。これにともない、「防長回天史」は毛利家の出版ではなく、末松謙澄の私著という形で同年八月から出版されたことは（其の一）で述べた。

- ① 防長史談会雑誌 第一号。
- ② 史料は①と同じ。
- ③ 山口県文書館紀要 第六号 抽稿（其の一） 五九頁。
- ④ 防長史談会雑誌第一号～第三十八号の集計。
- ⑤ 山口県文書館紀要 第六号 抽稿（其の二） 一三～一六頁。
- ⑥ ク 一〇～一三頁。
- ⑦ ク 四頁。
- ⑧ ク 八頁。

十 中原邦平中心の両公伝編纂事業

大正三年六月、記録科主査中原邦平は、次のような両公伝編纂に関する建議書を毛利家に提出した。

忠正公御父子編年史速成ノ建議

忠正公御父子編年史ハ、末松子爵防長回天史編述中、特ニ公上ノ允可ヲ受け、記録整理掛ノ名ヲ以テ、明治三十四年十一月一日ヨリ編輯ニ着手セシモ、回天史編述ノ用務アリシヲ以テ、充分ノ進捗ヲ見ル能ハザリシガ、明治四十五年六月三十日、末松子爵辞任以来ハ、専ラ編年史ノ編輯ニ從事シ、今ヤ忠正公御誕生文政三年ヨリ嘉永六年六月三至ル、三十五年間ノ編年史ヲ脱稿スルヲ得タリ。然レドモ、剩ス所猶ホ十八年アリ。年数ニ於テハ甚短キガ如シト雖ドモ、此年間ハ時變紛起シ、國家多難ニシテ、両公御執掌ノ事績誠ニ繁雜ヲ極メ、編輯ノ業務容易ナラズ、前者ニ比スレバ數倍ノ年月ヲ費サムルヲ得ズ。試ニ将来ヲ予想スルニ、記録科ノ現在ノ状況ニテハ、少クモ以往十八年ヲ経過セザレバ、完了ニ至ラザルベシ。此ノ如キ多大ノ年月ヲ費スハ、公上ヲ始メ旧民諸氏ノ期待ニ反スルヤ言ヲ待タズ。因テ之ヲ速成スル為メ、百方其ノ方法ヲ講究シ、遂ニ十ヶ年半ヲ以テ完了スル計画ヲ建ルヲ得タリ。仍チ別紙ノ通り計画案ヲ具シテ、建議仕候間、何卒御採用相成候様、御詮議被成下度懇請仕候也。

大正三年六月

中村家令殿

記録科主査 中原邦平

右の建議書で注意すべきは、防長回天史編纂中から、中原は特に当主の許可を得て、「忠正公御父子編年史」を編纂していたことである。編年史の内容は、建議書に書かれている通り、忠正公生誕から嘉永六年に至る三六年間の事項であった。このことは重要なことである。防長回天史執筆のための編年史料として、「忠正公御父子編年史」が編纂されていたのであるなら話しの筋が通るが、話しあまるで逆であつて、「防長回天史」に対抗して「御父子編年

史」は編纂されたものである。明治三十四年といえば、三十一年に末松謙澄が総裁となり、部外スタッフを入れて一氣呵成に回天史を仕上げ、外部スタッフを解雇した時である。この時点から中原は末松の指揮下で編纂に従事したのではなく、「忠正公御父子編年史」をコソコソと一人で編纂し続けてきたのであり、回天史編纂のためにこの事業が遅れたと述べている。ここに、中原と末松の根深い対立と対抗意識がむき出しにでている。この両者の対立の真因に

十ヶ年速成計画一覧表

第一部 (主任一人、補助員一人、写学生若干)		第二部 (主任一人、補助員一人、写学生若干)		第三部 (主任一人、補助員一人、写学生若干)	
調査編輯年間	編輯年月数	調査編輯年間	編輯年月数	調査編輯年間	編輯年月数
嘉永六年七月 （十二月）	大正三年七月～十二月 （六ヶ月）	嘉永六年七月 （十二月）	万延元年 （一年六ヶ月）	大正三年一月～五月 （一年六ヶ月）	嘉永六年一月～五月 （二年六ヶ月）
安政元年	大正四年一月～五年六月 （一年六ヶ月）	文久元年	大正五年一月～六年六月 （一年六ヶ月）	大正六年一月～八年六月 （二年六ヶ月）	慶応元年 （二年六ヶ月）
安政二年	大正五年七月～六年十二月 （一年六ヶ月）	文久二年	大正六年七月～八年十二月 （二年六ヶ月）	大正八年七月～十年六月 （二年六ヶ月）	慶応二年 （二年六ヶ月）
安政三年	大正七年一月～八年六月 （一年六ヶ月）	文久三年	大正九年一月～十一年六月 （二年六ヶ月）	大正十一年一月～十三年十二月 （二年六ヶ月）	慶応三年 （二年六ヶ月）
安政四年	大正八年七月～九年十二月 （一年六ヶ月）	元治元年	大正十一年七月～十三年十二月 （二年六ヶ月）	明治元年 （二年六ヶ月）	明治二年 （二年六ヶ月）
安政五年	大正十年一月～十一年十二月 （二年六ヶ月）	計五年	計十年六ヶ月	計五年	計十年六ヶ月
安政六年	大正十二年一月～十三年十二月 （二年六ヶ月）				
計六年六ヶ月	計十年六ヶ月				

については、次項でふれることにする。

さて、中原の建議した「十ヶ年速成計画案」とは、一体どのような案であったか。これを要約すると、(1)嘉永六年から明治までの十八年間を三等分し、(2)それに編纂員と補助員を置き、さらに若干名の写学生を確保し、(3)この事業を記録料がら切り離して遂行するというものであった。これを一覧表^④にすると前頁のようになる。

中原は、この新計画を経費の点から考えると、約七、〇〇〇円の経費節減になるという。その理由は、現行のままでこの事業を進めるに一八年間かかり、一年間の経費が四、九二八円であるからこれを一八倍すると八万八七二二円となる。これに対し、新計画で行うと、年間の予算は七、七二〇円かかるが、期間が十年半に短縮されるため、それを倍すると八万一八六〇円となり、前者から後者を差引くと、六、八四二円の経費節約となる。従つて、速成計画案は期間と経費両面からみても、最も良策であると述べている。^⑤

この中原案の「兩公伝編年史」という編書の内容は、通常「編年史」ということばから連想するような、末松式の論文形式のものではなく、いわば「兩公伝綱文」とか、「兩公伝編年史料」とでも称すべきものであった。もつと分りやすくいえば、「毛利十一代史」の続編をなすもので、この点も「防長回天史」とは全体の組立方に基本的な違いがあった。中原が建議書で例示しているものは次の通りである。

（天保十一年）

○七月七日、村田四郎左衛門ヲ始メ、獅子廊下ノ会議ニ参スル者、各意見ヲ上ル。蓋シ天保九年以来、各員討究ノ結果ヲ具申スルナリ。

〔流弊改正控〕

一事新敷申上には無御座候得共、私共御治世に押移、本職虎口前御奉公不申上、二百余年御大恩之中に代々家子……⁽⁴⁾

（略）

この建議書の提出後、まだ毛利家としてはこの案に決論を出していないにもかかわらず、同年十月に中原邦平の子息である中原司馬雄を編輯員として採用した。これは、中原の新方針が中原司馬雄を採用することにより、実行が可能かどうかを試したのであった。こうして、中原の建議書提出後は、その諾否は保留のまま、新しい方向に漸々に切りかえが進行した。これと共に、前年までは毎月会合が開かれて講話の行なわれていた「防長史談会雑誌」は、大正三年三月、第三八号をもって廃刊された。この毛利家の新計画を防長史談会との関係でみると、中原が毛利家に「両公伝編纂」をとるか「防長回天史」をとるかの二者選択を迫った時点で、史談会は中原の応援団としての役割りを果し、中原の新方針が受け入れられた時点で、廃刊となつたことがよく分る。ここに、中原のみなみならぬ手腕を認めることができるよう。

大正四年一月八日、中原邦平は記録科員を召集し、次のようないふるい「両公伝編纂」に関する訓示⁽⁵⁾を行なつた。

- (1) これまでの編年史は粗漏であった。末松時代の分はややその体をなしたが、それでも不充分であった。
- (2) そこで末松時代から中原が独自に当主の許可を得、文政二年から嘉永六年七月までの分は成稿した。
- (3) しかし、残すところ明治三年まで一八年間ある。この時代は両公にとり重要な時代であるため、一八年間を三等分じ、主任を定めて編輯を行う。
- (4) 従つてそのつもりで今後編輯に従事するように。
- (5) 細目その他については、後日決定し通告する。

この訓示の意味するところは、中原の建議書が採用されたことである。そこで、中原の速成案により「両公伝編年史」事業が開始されることになり、そのことを中原が科全員に伝えたのであった。当時「防長回天史」は第五編まで九冊が出版されていたが、この出版を末松の私著とすることにより、毛利家における「両公伝編纂事業」は、中原邦平の掌握するところとなつた。思えば末松対中原の対立は明治三十三年から始まり、明治四十四年に末松が毛利家から「解除」され、その後三年目によくやく中原の主導権が公認されて確立したのである。こうして、中原の主導下に「両公伝編年史」が遂行されることとなつた。しかし、中原の「速成計画」の三つの要素から、(1)の時代区分、(2)人員増は許可されたものの、(3)の編纂科の分離は実現せず、記録科の業務としてこの編纂事業は行わることになつた。かくて、大正四年一月から「十カ年速成計画」は発足した。

大正五年一月、中原は「編輯功程表」を再提出したが、この内容は不明である。しかし、前後の事情から考えて、原案が大正三年七月から実施するようになつていていたものを、毛利家から速成案の認可されたのが大正四年一月であるため、計画を半年ずらし、大正四年から実施するよう書き直して再提出したと考えられる。同年二月、中原は一等家從となり、主査から記録科長となつた。十カ年計画による主任は左の通り。

第一部 主任	時山弥八
第二部 主任	中原司馬雄 （臨時御用掛）
第三部 主任	佐々木寅介 （臨時御用掛）

こうして中原邦平主導による「両公伝編年史」は再出発するが、完成時は大正十四年六月と定めた。佐々木寅介の名は大正四年七月からみえるが、佐々木も中原司馬雄と同様に、両公伝編年史のために採用されたものである。時山弥八は毛利家記録科の正規の職員であり、末松総裁時代はもっぱら毛利家と末松子爵との連絡員としての役目をしていたが、大正六年には二等家從に昇格している。右の分担でも分るように、中原は時代分担を持たず、全体の総括者

であった。当時の中原の日常は多忙を極めていた。それは金子堅太郎総裁のもとに組織されていた「維新史料編纂会」の編纂員に、大正三年九月から任命されていたので、同会へ同年は月に一回、翌大正四年以降は月に二・四回出勤した。また、大正五年五月から「明治天皇御事績臨時編纂局」の編纂員に任命され、宮内庁へも出向するようになつた。大正六年一月の時点では、記録科の科員は正規の職員二名、雇員四名、写学生六名で計十三名であるが、この外に課雇の傭人・小使がいたと考えられるので、総人員は十四名であった。従つて、「速成計画」以前と比較すると、人員はほぼ倍増していた。

大正五・六年時には、科長の中原は毎週二回の割り合いで出張があつた。このうち一回は維新史新編纂局への出勤であり、残りの一回は依頼講演や毛利家を代表して各家を訪問するなどの公用であつた。時山は大正五年十一月に「もりのしげり」を出版⁽¹⁾したので、その前は校正に追われ、その後は配布に追われて、とても「両公伝編年史」の編纂には手が回らなかつた。そのため「両公伝編年史」の編纂事業は、中原司馬雄と佐々木寅介が主としてこれに従事し、二名の雇員と六名の写学生を監督・指導して編纂を進めていたと考えられる。従つて、中原邦平の作成した「速成案」通りに進捗していたとはとても考えられない。当時も温知会は毎月開催され、この会には中原・時山が必ず出席した。大正六年六月、「両公伝編年史」の進捗状況を展示するため、「記録科編纂実況并材料展覧会」を記録科室で開催した。これは「記録科ではこんなにも編年史の仕事をしていますよ」ということを誇示するための、デモンストレーションであった。この目的は、当時上京中であつた当主元昭公の閲覧に供するために行われたものである。中原邦平が事の子細を当主に説明したことであろう。当時の記録には、「公爵御臨席」と書かれている。

大正七年、中原邦平は「明治神宮奉賛会」の役員に任命され、絵画堂に展示する絵画の選定委員になつたため、明治神宮に出張する日が多くなつた。このため、温知会へは時山弥八が専従することになる。大正八年四月、家事部か

ら時山弥八に対し、「東京墓地各埋葬當時ノ靈櫨取調方」に任せられ、東京の各寺院に埋葬されている毛利家連枝の墓地を調査し、この墓地を萩へ移送することが命ぜられた。この事業に従事する間は、編纂事務を行わなくともよいとの承認が出された。時山はさうそくこの仕事にとりかかり、天徳寺など四寺にある九つの墓を萩に送つたが、この仕事は同年の十月末までかかつた。

大正九年九月、「毛利家用達所規則」が廃止され、新たに「毛利家事務所規則」が制定された。新規則により記録科は記録課となり、中原邦平は課長に、時山弥八は次席となつた。この二人の正規の職員を除く特別職員（臨時職員）は次の通りである。

特別職員 但月俸七〇円支給

中原司馬雄

佐々木寅介

東京高輪邸雇員 日給一円二五錢

佐藤保介

東京高輪邸特別雇員 日給一円

林繁介

東京高輪邸特別雇員 日給九一錢

写学生 吉本茂之進

〃 九〇錢 前田長善

〃 八五錢 半田虎麿

木本重助

〃 八四錢

〃 八〇錢 足立弥六

曝書定雇人 日給 六〇銭

小使

〃 二〇銭

関 義三郎
市原甚太郎⁽¹⁾

以上総員は一五名であった。これでみると、主任である中原・佐々木は職員で月給であるが、補助員四名は雇員であった。写字楼の日給は一円以下であり、曝書定雇人は日給が六〇銭、小使はわずか日給二〇銭であった。

この大正八・九年頃になると、毛利家の記録課に対する問合せが俄然増加する。ほとんど毎日といつてよいほどに問合せがあり、この返信に追われるようになる。しかも、この問合せや照会には重要な案件が含まれているので、中原課長・時山次席が調査し回答した。これらの中から一例を上げると、大正八年七月に吉敷郡秋穂村長が「大村益次郎の生誕地として、秋穂村が正しいと思うが事実調査をしてほしい」と防府本邸に問合せた。そこで防府本邸から時山宛に「すでに鋳錢司村には神道碑が建立されているが、事実はどうか」との問合せがあった。時山が記録を調査したが記録では分らない事柄である。そこで篠川太仲・三巻弘義など吉敷郡の実情について明るい両名に尋ねたところ、「鋳錢司村の土地は大村益次郎が後に自分で買って移ったところであり、秋穂村を生誕地とみることが正しい」と答えたため、そのように回答した（このため益次郎生誕地が現在でも二カ村にある⁽²⁾）。九年五月には、外國船打払の時遭難した幕使中根市之允の遺族総代が来課し（この前後往返書簡あり）、地元有志が前年に建碑した「中根市之允遭難碑」建設の事を謝し、その実情や現地の地理について尋ねている。

大正十年二月、中原邦平は中風（脳出血）のために自宅で倒れ、二十日後の三月一日に死去したが、年令は六七歳であった。このことは「両公伝編年史」編纂事業にとって、致命的な痛手であった。三月六日に行われた葬儀には記録課全員が参加したが、両公伝編纂事業がこれまで継続執行されたのは、中原邦平という強い個性の持主あっての事業であった。中原は「両公の勤王事蹟顕彰」という大義名分を掲げ、この事業から末松謙澄を「解除」することに成

功し、「両公伝編年史」の事業を推進してきたのであった。三月二日付で、時山弥八が記録課長事務取扱に任命されたが、時山の力では中原の抜けた大きな穴を埋めることはできなかつた。両公伝編纂事業は、中原を失つたことで大きな障壁にぶつかつたといえよう。

- ① 毛利家文庫九諸省六四五番「両公伝及三卿伝編纂所設立
ニ関スル伺書」。
- ② 山口県文書館紀要 第三号 抽稿（其の一）四四頁。
- ③ この史料は①と同じ。
- ④ この史料は①と同じ。
- ⑤ この史料は①と同じ。
- ⑥ 毛利家文庫一九日記 六四番「毛利家高輪邸記録科日記」。
- ⑦ この史料は⑧と同じ。
- ⑧ この史料は⑨と同じ。
- ⑨ この史料は⑩と同じ。
- ⑩ 山口県文書館紀要 第六号 抽稿二二一三頁。
- ⑪ この史料は⑫と同じ。
- ⑫ この史料は⑬と同じ。
- ⑬ 現在でも益次郎の生誕地をめぐり、鋳錢司生誕説をとる内田伸氏と、秋穂説を主張する者が眞内にいる。

十一 防長回天史六編と改訂版の出版

末松謙澄は明治四十四年六月、毛利用達所の機構改革の名目により毛利家から「解除」され、「防長回天史」の出版を自力でなしとげなければならなくなつたことは、（其の二）および本文の「防長史談会の発足」の項で述べた。この後は、末松謙澄と毛利家記録科の間は疎遠となり、これまでのように時山弥八が両者間のメッセンジャーとして走り回る姿はみられなくなった。ただ一年間に一～二回、中原邦平や時山弥八が末松邸に赴き、史料の貸与を行つた程度のつきあいはあつた。

ところが、大正七年一月になると、久しぶりに末松謙澄が来科し、「忠正公一代編年史」の借用を願っている。⁽⁴⁾翌二月、末松が眼病で入院すると時山は見舞にかけつけ、七月にはまたもや病氣の回復した末松が来科しているし、八月には末松の要請により「奥州出役日記」を貸与している。この史料は大正八年十月に返却されているので、一ヵ年以上末松が貸りていたことになるが、この史料は「防長回天史」第六編上に含まれている時代であり、末松はこの時に六編の校正をしていたと考えられる。六編の初版の印刷・発行は次の通りである。

10	六編上	第十一卷	大正八年六月二十六日印刷	七月二日発行
11	六編中	第十一卷	大正九年三月二日印刷	三月四日発行
12	六編下	第十二卷	大正九年八月二十日印刷	八月二十七日発行

大正九年、「防長回天史」第十一卷・第十二卷を印刷中、末松は再び足繁く毛利家記録課に来課する。⁽⁵⁾一月一回、四月一回、六月五回、七月四回、八月五回、九月四回、以上が末松の来課回数である。また九月には中原・時山が一回ずつ末松邸を訪れている。このような末松の来課は、「初版本」校正のためとはとても考えられないでの、大正九年にはすでに「修訂本」刊行のためであったと考えられる。「初版本」と「修訂本」との一番大きな相違は、「修訂本」には補遺・付録が全編にわたってつけ加えられているが、この補遺・付録を書くため、末松はこの年毛利家の高い敷居をまたいだのであろう。「初版本」六編はこれまでの編と異なり、全文片カナ文であり、これは「未定稿本」とまつだく同様である。これはなぜであろうか。思うに末松はこの頃体力がおとろえ、「未定稿本」を校正するだけの気力がなかつたが、最後の力をふりしぼって、補遺・付録を書いたのではないかと推察される。

同年九月二十四日、中村家令は時山弥八を同伴して末松邸を訪れ、防長回天史一、二〇〇〇部を毛利家が買上げることを伝えた⁽⁶⁾。この後十二日あと、即ち同年十月六日末松謙澄は死去したが、年令は六六歳であった。末松が初版本

を何部刷ったかは不明であるが、恐らく一、二〇〇〇部も残っていたとは考えられないでの、これは「修訂本」を出版すること予定しての契約であろう。「修訂版防長回天史」は末松の死後、大正十年三月一日に全十二巻が一斉に発行された。この「修訂本」と「初版本」との違いは、補遺・付録が追加されるだけでなく、欄外に多くの註記の施されていることである。この註記は、「初版本」出版後末松が読みかえし、気付いたところに記入したと考えられるが、六編がとりわけ多い。

右にみてきたように、「防長回天史」は「未定稿本」「初版本」「修訂本」の三部が出版されている。この本の出版をめぐり、末松謙澄と中原邦平は長い間相対立してきたことはこれまで述べた通りである。この対立の真因は何であろうか。通俗的には、伊藤公一末松対井上侯中原の対立とみられているが、私はそれだけとは思わない。私は両者の歴史観の相違から、この対立は生じたものだと考えている。末松と中原は同年令であり、両者共に新しい西欧的な学問を身につけていた。しかし中原は防長人として、両公に対する深い尊敬の気持ちがあり、他県人である末松にはこれがなかった。末松は「防長を通した維新史」を編纂しようと考えていたのに対し、中原は「両公の遺徳を顕彰」しようとした。ここに両者の決定的な違いがあり、この両者の史観の違いが、両者の対立抗争として表面化したとみることができる。中原の考え方は、毛利家の編纂に従事したこのある者にとって伝統的な考え方であり、末松が毛利家から離れなければならなかつた理由は、中原の考え方によると毛利家が同意したからである。末松の死後四ヵ月後に中原も死去する。明治三十年代から大正期にかけ、相競立した末松・中原の時代は去り、「両公伝編纂事業」は妻木時代を迎えることは後節で述べる通りである。

「防原回天史」の三部の違いを明らかにするため、次頁にその目次の対照表を掲げた。

この表から分ることは、「未定稿本」と「初版本」との間には、章名に変化のあることである。例えば「上已變後

防長回天史目次対照表

未定稿本	初版本	修訂本
第三編	第三編	第三編
第一章 上巳変後の大勢	第一章 万延元年の大勢	第一章 万延元年の大勢
第二章 上巳変後ノ毛利氏	第二章 万延元年の毛利氏	第二章 万延元年の毛利氏
第三章 文久元年ノ大勢	第三章 文久元年の大勢	第三章 文久元年の大勢
第四章 文久元年ノ毛利氏	第四章 文久元年の毛利氏	第四章 文久元年の毛利氏
第五章 対島事件	第五章 対島事件と毛利氏	第五章 対島事件と毛利氏
第六章 英艦繫泊事件	第六章 対島事件と馬関	第六章 対島事件と馬関
第七章 長井雅楽ノ周旋	第七章 長井雅楽の周旋	第七章 長井雅楽の周旋
第八章 丙辰丸ノ盟約	第八章 丙辰丸の盟約と長水二藩の関係	第八章 丙辰丸の盟約と長水二藩の関係
第九章 文久二年前半ノ大勢	第九章 文久二年前半の大勢	第九章 文久二年前半の大勢
第十章 諸藩志士ノ動静ト長藩ノ態度	第十章 諸藩志士の動静と長藩の態度	第十章 諸藩志士の動静と長藩の態度
第十一章 島津和泉ノ上洛ト長藩ノ態度	第十一章 島津和泉の上洛と長藩の態度	第十一章 島津和泉の上洛と長藩の態度
(略)	(略)	(略)

の大勢が」、「万延元年の大勢」というように、分りやすい標題となつていて。さらに「対島事件」が「対島事件」と、改変されておるのは題名だけで、内容にはほとんど変化がみられないが、多少の字句の訂正がなされている。「初版本」と「修訂本」を比べてみると、この対照表に関する限りでは変化はない。しかしながら前に述べたように、補遺・付録・欄外記入が「修訂本」ではなされている。^⑥

① 山口県文書館紀要 第六号 抽稿 四五頁。

② 毛利家文庫 一九日記 六四番「毛利家高輪邸記録科日

記」。

③ 六編三冊の初版本はなぜか山口図書館にない。このことは発行部数が少なかったのではないかと想像している。

④ 史料は①と同じ。

⑤ このような記入ができるのに、なぜ文体を統一して「ひらがな」にしなかったか疑問が残る。

十二 上山満之進による両公伝編纂事業

中原亡きあとも、時山課長代行によつて「両公伝編年史」編纂事業は進められた。しかし、毛利家では中原に代りうる人物として、大正十一年七月、妻木忠太を迎えることにした。当時妻木は木戸公記編纂所の主任であり、木戸公記の編纂に従事していたので、とりあえず一等家從待遇とし、記録科嘱託という名目で週一回の出勤を命じた。^⑥このことは時山課長代行にとり、まことに面白くない事態であった。時山は中原と共に三十年近くも両公伝編纂に従事し、中原亡きあとは中原に代つて自分が中原の遺志を受け継ぎ、「両公伝編年史」を完成させるつもりであった。この時、突然に妻木が任命されたのである。このことはあたかも、時山が無能であるためにキャップとしては不適任であると、毛利家の首脳から認定されたも同様の措置である。しかも、課長代行の時山は二等家從であり、その下に嘱託とはいへ一等家從待遇の妻木が勤務するのである。その上、同年九月からは妻木は木戸公伝を完成させたので毎日出勤することになり、月俸も一六〇円であった。これは時山を上回る給与であった。時山とても妻木の学識はよく知っているが、時山には毛利家で二〇年も苦労したという誇りがあった。この両者の激突は時間の問題となつた。

同年十月、この両者の激突を回避するためとられた措置が、記録課と編纂業務の分離であった。さらに編纂所の所長として、毛利家家政協議人の上山満之進を置いた。中原邦平の速成案の三つの要素のうち、実現しなかつた編纂事業の分離が、中原亡きあとに実現したことは、まことに皮肉な現実であった。この時の職制は左の通りである。

（家令同格） 臨時両公伝編纂所々長 嘴託 年当三、〇〇〇円 上山満之進

（一等家從）

記録課長事務取扱兼臨時両公伝編纂員 特別職員 月給一六〇円

時山 弥八

（二等家從）

臨時両公伝編纂所編纂員

月給一六〇円

佐々木寅介

記録課付属兼臨時両公伝編纂所

特別職員 (月給七五円)

中原司馬雄

記録課付属兼臨時両公伝編纂所

雇員 (月給一円三五銭)

佐藤 保介

記録課付属兼臨時両公伝編纂所

雇員 (月給四〇銭)

内藤龜之助

記録課付属兼臨時両公伝編纂所

雇員 (月給一円三〇銭)

澄田寅之助

記録課付属兼臨時両公伝編纂所

雇員 (月給一円一五銭)

前田 長善

記録課付属兼臨時両公伝編纂所

雇員 (月給一円五銭)

半田 虎麿

記録課付属兼臨時両公伝編纂所

雇員 (月給一円五銭)

木本 重助

（ ）は四月時給与であるため、この時は五円ほど高いと考えられる。

これでみると、職員は上山所長以下一二名であるが、これに長期欠勤している特別雇員林繁助と、課雇の曝書用員と小使がいたから、総員は一五名であった。このように、記録課と両公伝編纂所を分離した新しい辞令交付の時、毛

利家家政協議人主管の毛利五郎男爵は、次のような訓示を行なつた。⁽³⁾

従来ノ忠正・忠愛両公編年事業ヲ進メ、一層神速ニ完成セン為メ、今回特ニ臨時両公伝編纂所ヲ設ケ、所長ニ上山氏ヲ依嘱シ、主事ニ妻木氏ヲ置キ、其事業ノ統一ヲ計リ、年限内ニ完成セんコトヲ切望ス云々。

右のこととは、「中原邦平の『十ヶ年速成計画案』」にそい、その期限内（大正十四年六月）に『両公伝編年史』」を完成させるため、臨時両公伝編纂所を設置した。そのため、所期の目的を完徹するよう努力せよ」というものであつた。右の職制表のうち、時山と特別職員二名（中原・佐々木）は編纂主任であり、雇員三名（佐藤・上村・内藤）は編纂助手、特別雇員四名（澄田・前田・半田・木本）は写字生であつた。妻木は主事として編纂事業を総括し、時山は記録課長代行として記録課の責任者としてこれまでの地位を保つた。妻木・時山共に一等家從・二等家從と地位は異なるものの、時山の月給を増額することによって両者の均衡を保つた。

こうして、「両公伝編年史」編纂事業は、中原亡きあとも中原路線にそい、大正十四年の完成時に向け進行することになつた。大正十二年四月には、臨時両公伝編纂所特別雇員（写字生）四名と、編纂員として特別職員二名を採用した。その時の職員名は次の通り。

（三等役待遇） 臨時両公伝編纂所 特別職員 月俸七五円 児玉 左一

（ ） 月俸七五円 末村 哈藏

さらに同年五月には記録課の雇員一名も増員したので、記録課と編纂所を併せて二三名という大世帯となつた。

この大正十一・十二年頃は、記録課に来課者の多い年である。維新史料編纂局からは、毎週二・三回の割り合いで来課して調査し、さらに吉川家からは家史編纂員の東暢が連日訪れている。また、島津家の編纂員や写字生が来課して史料を調査し筆写した。温知会は、中原邦平の死去後は時山一人が出席していたが、毛利家の臨時嘱託のかたちで

村田峰次郎が時山と共に出席するようになった。

大正十三年九月一日の正午、突然関東大震災が発生した。毛利家では全家屋の屋根瓦が墜落し、壁土が剥落した。書庫内では重ねてあった箱物が墜落して箱が壊れ、書籍や史料が散乱し、木製の書架の中には破損したものもあつた。そのため、記録課・編纂所員が集合し、壊れた書架を片付けて書類には油紙でおおいをした。さらに五日には全員が屋根に上り、雨漏りするところには応急修理として木板を打ちつけた。毛利家全体では倒壊した家屋は一軒もなく、人員の被害もなかった。二十九日には屋根にトタンを貼り、一応の仮修理を終えることができたが、震災から約一ヶ月、全員が交代で夜警を行なつた。⁽⁵⁾

大正十三年末、明年度の「両公伝編年史」終了を前にして、上山満之進所長は「両公伝編纂事業ノ経過及将来」と題する上申書⁽⁶⁾を毛利家に提出した。この上申書は上山の名前になつてゐるが、この内容は妻木忠太がまとめたものであろう。妻木らしい意見がこの中に盛られている。これを要約すると、次のようになる。

- (1) 大正三年の計画樹立以前のもの（文政二年～嘉永六年まで）は簡略であるため、補足を要する。
- (2) 嘉永四年、明治三・四年分は、担当者の病氣や死去のため進捗していない。
- (3) 明治五年以降の分も、追加して収録する必要があり、大正十二年に編纂員を増加したが、それでも明治五年以降分までは手が回らなかつた。
- (4) 大正三年に計画樹立した分は、ほぼ所期の目的通り完成したが、これでは不充分であるため、以下の事項を追加してほしい。

(5) これまでの編纂事業は毛利家の内部史料のみであつたので、今後は外部（史料編纂掛・維新史料編纂局・山口県庁・諸家）史料を収集し追加する。

（六）

（6）両公伝収録年代を明治三年で打ち切ることなく、元徳公死去の二十九年まで延長する。

（7）元徳公伝の分担は、天保十年～明治三年を時山編纂員、明治四年～二十九年を佐々木編纂員としたい。

（8）結論として期限を三ヵ年延期し、大正十六年に終了することにしたい。

この時の計画を、一覧表にしたのが左記の表である。右の上申書の大意は、要するに三ヵ年延期願であった。また左表の備考で分るように、中原司馬雄に退職の意志があつた。中原退職の真意はよく分らないが、父の事業が一段落したことが、彼をして退職を決意させたのである。これは、亡父中原邦平の考えていた「両公伝編年史」と、妻木忠太の考えている「両公伝編年史」との違いが明確になるにつれ、中原としてはもう自分の用務は終つたと考えたのではないだろうか。

大正十四年七月以降編輯計画一覽⁽⁷⁾

担任者	調査年	大正十四年（半年）			大正十五年	大正十六年
		内部史料編輯（残務）	同上	外部史料収集及内外新史料編輯		
妻木主事				同		
時山編纂員	未整理内部史料整理	内部史料編輯（明治三年分）		外部史料収集及内外新史料編輯		
佐々木編纂員	内部史料編輯（明治四年以降）	同上		外部史料収集及内外新史料編輯		
兒玉編纂員	内部史料編輯（残務）	外部史料収集及内外新史料編輯	同上			
末村編纂員	内部史料編輯（残務）	外部史料収集及内外新史料編輯	同上			
〇〇編纂員	外部史料収集及内外新史料編輯	同上	同上			

備考

今回大正三年計画終了ニ際シ、中原編纂員退職ノ意アリ。後任未ダ定ラズ。担当者欄ニ、〇〇ヲ以テ示セルハ是ナリ。

妻木の考へている「両公伝編年史」の、真意を最もよく表わしているのが上申書の最後の部分である。妻木は「今日ノ急務ハ一意専心編年史編輯ニ尽スベキニ在ルヲ以テ、今日此ノ計画ノミヲ定メ、伝記編纂計画ノ確立ハ、之ヲ他日ニ譲ルヲ妥当ナリト認ム」と書いて、上申書の結語としている。これは、「現在は編年史の編纂に専念しますが、これが完成した暁には、伝記の編纂にとりかかりますから」という予告がなされているのである。ここに、中原邦平と妻木忠太の違いがある。中原には編年史こそが両公の伝記であったが、妻木にとつては編年史はあくまでも両公伝の史綱であり編年史料に過ぎないもので、決して両公の伝記ではなかつた。従つて、眞の目的である両公の伝記編纂をしなければならぬことを、文末に書き加えて上申書の結語とした。

毛利家はこの上申書を採用し、三カ年の延期を認めた。そこで、この後は上申書の計画案にそつて「両公伝編年史」編纂事業が進められた。だがこの間、記録課においては来訪者、問合せ、書籍の購入など多忙な用務が続いた。これまで通り、史料編纂掛・総料史料編纂局の職員の來訪、吉川家東暢の來課は必ずあり、それに伴つて史料の貸借が頻繁に行われた。温知会へはこれまで通り、時山課長代理と村田峰次郎が出席した。しかし、昭和二年になると時山に代り、毛利就が出席するようになつたが、毛利がいつから毛利家に就職したかは定かでない。しかし、大正末年から勤務していたのではないかと推定される。また、当時のめずらしい来課者として、徳富蘇峰の名がみえる。彼は大正十五年に毎月一回の割りあいで来課しているが、これは彼の著作のための史料収集であったのである。^⑧ 大正十五年四月、東京日々新聞記者が来課して時山課長代行に面会を申し込んだ。この新聞記者がいふには「大村益次郎の甥が新聞社を訪れ、大村家は毛利家に乗つとられた。そこで訴訟をしようと思う」と話したという。そこで「大村家の系図をみせてほしい」と時山に要請した。時山は大村家の系図を示し、その甥には相続権のないことを話してその記者を納得させた。こうして、記録課も両公伝編纂所も多忙なうちに三年間が終了した。

昭和三年七月、臨時両公伝編纂所長上山満之進は、「両公史編纂に關する申告書」^⑨を毛利家へ提出した。これによると、昭和二年をもつて「両公伝編年史」の編纂事業は終了したので、昭和三年の一月から六月にかけ、伝記編纂の方針と目次を定めたので、この方針と方法により両公伝編纂を許可してほしいというものであつた。編纂方針と目次は次の通りである。

(イ)両公伝編纂方針の概要

- 一、両公伝は忠正・忠愛の二公が至誠を以て国事に尽瘁し、維新回天の鴻業を讃美せる其事蹟を叙述することを主眼とす。
- 一、両公伝は前項の趣旨に基づき、忠正公の誕生より忠愛公の薨去に至るまで、凡そ七十八年間の事蹟を叙述するものとす。殊に明治四年の廢藩に及ぶまでは、防長二州に於ける事実の全班をも諒知し得べく、記述するを要す。
- 一、両公伝の叙述は年序を逐ひて、事蹟の顛末を明晰にせる編年記事本末体となし、通觀に便にす。
- 一、両公伝中の各事項を叙述するに方りては批評論斷を避け、史実の攻究討刪に努めて、之を正確にするを旨とし、重複せざるべく注意し、また原文書の挿入は概ね大局に關係せるもの、若くは二公の誠意を顕彰すべきものを精選簡括するを要す。
- 一、両公伝は各時期を画限して事實を叙述すると共に、之に該当せる教育・軍備・産業・財政・民政等各種の概要、並に朝廷・幕府の形情を明瞭にし、以て各期画に於ける時勢の曉解に容易ならしめんことを要す。
- 一、両公伝は両公を中心として考究研鑽したる事實を總観叙述し、之を分ちて卷となし、各巻を編に分ち、各編を章に分ち、各章を節に分つ（但し、章に於て説明の終了せる事實は、節を設くるに及ばず）。

(ロ)忠正公伝編纂目次

第一編 文政以前に於ける概要

第二編 誕生と修養

第三編 初政時代（一）

第四編 初政時代（二）

第五編 初政時代（三）

第六編 藩政整理時代（一）

第七編 藩政整理時代（二）

第八編 藩政整理時代（三）

第九編 藩政整理時代（四）

第十編 藩政整理時代（五）

第十一編 藩政整理時代（六）

第十二編 勤王時代（一）

第十三編 勤王時代（二）

第十四編 勤王時代（三）

第十五編 勤王時代（四）

第十六編 勤王時代（五）

第十七編 勤王時代（六）

第十八編 勤王時代（七）

第十九編 勤王時代（八）

第二十編 勤王時代（九）

第二十一編 勤王時代（十）

安藤編纂担任

慶應元年正月～明治四年三月

富田編纂員担任

万延元年正月～元治元年十二月

末村編纂員担任

弘化元年正月～嘉永五年十二月

妻木編纂主事担任

文政二年二月～天保十四年十二月

(3) 忠愛公伝編纂目次

第一編 誕生と修養	□	末村・佐々木編纂員担任	天保十年九月～安政六年十二月
第二編 勤王時代（一）	□		
第三編 勤王時代（二）	□	富田編纂員担任	万延元年正月～元治元年十二月
第四編 勤王時代（三）	□		
第五編 勤王時代（四）	□		
第六編 勤王時代（五）	□	安藤編纂員担任	慶應元年正月～明治四年三月
第七編 維新時代（一）	□		
第八編 維新時代（二）	□		
第九編 廃藩置県後の公の動向	□	妻木編纂主事担任	明治四年四月～明治二十九年十二月

この申告書は毛利家において受理され、この後はこの案によつて「兩公伝編纂」が進められることになった。此案によつて氣のつくことは、時山課長代行が編纂員の中にも名がみえないことである。この昭和三年の時点において、記録課と編纂所は完全に分離したのである。時山弥八は記録課の業務に専念するため、編纂員の兼務が解かれたのであつた。

① 毛利家文庫一九日記 六四番 「毛利家高輪邸記録科日 記」

③ 史料は右①と同じ。

② 史料は右①と同じ。

史料は①と同じ。

⑥ 両公伝史料 三一九一番 「両公伝編纂事業ノ経過及将来」

史料は⑥と同じ。

史料は①と同じ。

⑨ ⑩ 大村家は毛利元徳の大男徳敏が相続した。この時大村家の親族は相続権を放棄した。

⑩ 両公伝史料 三〇九〇番 「両公伝編纂事業関係書類」